

---

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 最初に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） おはようございます。

通告に基づき一般質問いたします。

初めに、消費者トラブルの防止について伺います。

4月から成人年齢が18歳に引下げられ、クレジットカードをつくることやローンを組むことなどはじめ、親の同意を得なくても本人のみで各種契約などができるようになり、犯罪やトラブルに巻き込まれてしまう可能性があります。全国の消費生活センター等に寄せられるこれまでの相談によると、未成年者と比べて20歳代の、特に成人になりたての若者の相談件数が多く、その契約金額も高額になる傾向があります。成人年齢引下げによって、若年層の消費者トラブルの増加が懸念されます。消費者生活センターなどによる啓発動画配信など、注意喚起が行われていますが、若年層の消費者被害予防のため、町としても対策を講じることが必要ではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在町では、消費者トラブルについて窓口や電話で相談に応じており、町で解決を図れない相談内容については県生活センター南部消費者相談室につなぎ、町民ができるだけ早期にトラブル解消が図られるよう対応しております。

その相談件数については、令和2年度の県内消費者トラブルの相談件数6,196件のうち、町民の相談件数は計54件で、うち県受付の相談件数が41件、町受付の相談件数が13件となっております。

さて、成人年齢が18歳に引き下がることに伴うトラブル相談についてですが、国では、議員も少し触れられましたが、政府広報オンラインでトラブル事例などを紹介し、広く注意喚起するとともに、消費者庁や独立行政法人国民生活センターにおいても同様の注意喚起がなされております。また、県では、県民生活課及び県生活センターにおいて注意喚起等の対応がなされてい

るところです。

町では、各般の消費者トラブルについて意識を高めるよう町広報紙に情報を掲載し、年齢を区切らずに注意喚起に努めてきているところです。

若年層の消費者トラブルの未然防止には、基本的に若年層が知識と意識を持つことが必要ですので、その知識と意識の向上に向けて、今後チラシを新たに作成し配付するとともに、概ね隔月で町広報紙と町が関わるSNSで情報を発信し、注意喚起の機会の増加を期してまいりたいと存じます。また、関係機関の注意喚起情報を町ホームページにリンクさせるとともに、県生活センター南部消費者相談室と連携した注意喚起活動のもと、トラブル防止及びトラブル解消に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 消費者教育についてですが、成人年齢引下げに伴う消費者被害拡大防止のため、学校現場での消費者教育が大事だと思います。秋田弁護士会では、高校生への消費者教育に力を入れ、各校の希望を受け、出前講座を行っているということでしたが、早期からの学習が重要だと考えます。中学生に対し、消費者教育の時間を設けるべきではないかと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

中学生の消費者教育に関する学習活動は、昨年度までも中学2年生の家庭科及び中学3年生の社会科において取り組まれてきております。そして、今年度からの新学習指導要領に基づく教科書においては、成人年齢の18歳への引下げを見据えて、消費者教育に関する内容の充実が図られました。そのような教科書を活用して、現在2年生の家庭科では年間9時間、3年生の社会科では年間3時間の授業を行っており、例えば未成年取消権やクーリング・オフ制度などについても学んでいるところです。

町教育委員会といたしましては、こうした授業による消費者教育の充実を支援していくとともに、今後は消費者問題に力を入れておられる弁護士などによる講演会の実施を中学校と協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 新型コロナウイルス感染症対策子供のケアについて質問いたします。

子供の感染が拡大していますが、非日常的な生活を強いられている子供たちは、ストレスを受け、心の負担を抱えていると思います。子供たちは、発達年齢にもよりますが、自分がストレスを抱えているということを認識できなかつたり、どのようなストレスなのかが分からなかつたりして、そしてそのことを誰かに話すということもできなかつたりします。発散の仕方が分からないまま具合が悪くなつたり、時間がたってから影響が出てくるなどの場合もあります。子供が心理的影響を乗り越えられるよう、丁寧な対応、取組が求められると思います。

そこで伺います。罹患した子供をはじめとした児童生徒への心のケアについて、教育委員会はどうか対応しているのか伺います。また、何らかの事情でワクチン接種を受けられない、もしくは受けない児童生徒への差別、嫌がらせなどを防ぐため、対策をどう講じているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校の教育活動には様々な制約が生じており、議員ご指摘のとおり、子供たちはストレスや不安を抱えやすい現状にあります。そのような中で、様々な教育活動を一概に中止することは、子供たちのストレスや不安の蓄積につながるものと考えているところです。

そこで、町内の各学校では、感染防止対策を取りつつ、現状ででき得る最良の方法を検討しながら教育活動を実施し、子供たちのストレスや不安の軽減に努めてきております。例えば、最近の教育活動では、3小学校におけるスキー教室や6年生を送る会とか、中学校における天筆づくりや3年生を激励する会などは、コロナ禍においても中止せずに実施して、子供たちが楽しんで活動する機会をつくっているところです。また、子供の心のケアについては、各学校で生活アンケートや教育相談を実施し、子供一人一人の状況を細やかに把握して、心のケアに取り組んでおります。そして、新型コロナウイルスに感染した子供や感染の不安を抱えている子供に対しては、管理職や養護教諭、学級担任などで支援チームを結成し、個々のケースに応じた支援を、家庭と連携しながら行っているところです。さらに、保護者へのメールや学校報により、事実に基づかない発言や誹謗中傷が生じないように、繰り返し注意を呼びかけてきております。

次に、ワクチン接種に関わる問題についてであります。ワクチン接種の保護者への連絡は、学校を通さないで、町福祉保健課から直接行っているところです。そして、接種を受けるか受けないかについては、保護者に判断していただくことであり、個人情報保護の観点から、学校では児童生徒の接種の有無は調査しておりません。また、接種の有無に関わる不適切な言動等がないように、児童生徒に繰り返し注意を行ってきております。

これまで町内の各学校からは、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に起因する児童生徒のいじめや不登校等の問題は生じていないとの報告を受けているところです。町教育委員会といたしましては、以上のような各学校の取組を引き続き支援していくとともに、偏見や誹謗中傷などが生じないように、学校への指導に今後も努めてまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 小中学校のトイレに生理用品を設置することについて質問いたします。

昨年6月議会の私の質問に、校長会等で検討していくとのことでしたが、その後の状況についてどのようになっているのかお伺いいたします。

生理の貧困が社会問題化する中、各地で生理用品を学校などのトイレに置く取組が広がっています。県内でも羽後町や能代市などで小中学校のトイレの個室に設置され、子供たちが安心してトイレに行けると喜ばれているとのこと。トイレにトイレットペーパーがあるように、生理用品もあるのが当たり前になることが今後大事なことになると思います。子供たちが安心して学校生活を送れるよう、ぜひ小中学校のトイレに生理用品を設置するよう求めるものですが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小中学校において、保健室以外に生理用品を置くことにつきましては、昨年の6月議会直後の町校長会において検討したところであり。その結果、トイレなど保健室以外への生理用品の配置は行わないこととなりました。

その理由は、児童生徒が急に生理用品が必要になるなどして困った場合には保健室に行く習慣が身につけていることと、トイレなどへの常設は衛生面や物品管理の面で心配があることからあります。そして、現在も生理用品を必要とする児童生徒には保健室にて配付しております。ま

た、町福祉保健課での生理用品の無償配付開始に合わせて、無償配付についての広報の記事と、保健室での生理用品配付を知らせる文書を学校内の女子トイレに掲示し、周知を図ったところがあります。

このようなことから、保健室以外への生理用品の配置は今後も行わず、現在の配付の仕方を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 大変残念な答弁でございましたけれども、今全国では、先ほども言いましたように、学校のトイレ以外にも、公共施設にも生理用品を配置する、こういうことが徐々に徐々にではありますが広がってきております。そして、今羽後町などにお聞きしますと、羽後町は5つ学校があるそうですけれども、そこで小中学校に配置をして、養護の先生、保健の先生が管理をして、見て、不足になればまた配置をすると、そういうようなことをやっているようなことをお伺いいたしました。

個室に、トイレに置くことが衛生面でどうだとかっていう話もありましたけれども、これは何か私はやらないための理由のように聞こえます。全国でもよくお母さんたちが運動をする中でこういうことを答える、当局側のこういうことの答弁があったっていうことでしたけれども、やっぱり利用する側の、子供たちの立場に立って考えていただければ、保健室に取りに行くことが常態化されているようなお話でもありましたけれども、やっぱりなかなか行きにくい、それから何か時間で間に合わないとかそういう心配をされる子供もいるとのことですので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

これまでのいろいろな取組の中で、この問題は女性だけの問題でないと、男性の問題でもあると。それから、人権に関わることだと、こういうことで担当課のほうで答弁されているという自治体もあるようです。今ジェンダー平等などが叫ばれているときですので、本当にこうした男性の問題でもあるとか、人としての尊厳、安定した豊かな生き方をする上で大事な視点だっていう、答えた教育委員会もあるそうですので、私こういう視点がすごく大事だと思うんですけども、教育長、こういう点はいかがお考えですか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問にお答えいたします。

昨年度の町校長会で議論したときにも、子供や保護者から、保健室以外にぜひ置いてほしいと

いう、まずそういう声とかが一切出ていない、聞いていないという状況が、町内の学校の現状であります。そういうことを踏まえた上で、先ほどのような課題もあるということで、このままで大丈夫だろうということになったところであります。様々なご意見については参考としてお伺いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで泉 美和子君の一般質問を終わります。